

地方凡例錄



一一



• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 JAPAN TAIIIB 8 7 6 5 4 3 2 1

登一
門
卷二
470

地方名例彙卷之二

同彙

一 檢地之事

附

压檢地之事

水性檢地之事

古木檢地之事

形田檢地之事

一 地權之事

附

另檢地之事



一石鹽之年

一斗代之年

一大木小木之年

一竿立之年

一田知名同之年

黑山之年良辰晚之年

薺田 麻田 茶田 尼薺田

山田 畦田 榆田

桔田 菖蒲 檉

留田

沙田
除田

薺田 麻田 茶田 尼薺田

山田 畦田 榆田

桔田 菖蒲 檩

蓀田

茶田

野田

野田

薺田 菖蒲 芭蕉

桔田 菖蒲 芭蕉

所

小向之年

承下年庚之年

射田切屋之年

射林玉山之年

大地名忍之年

一 村搞 告急之軍

一 亂地里種地之軍

一 奉詔招馬特烏赤屬之軍

一 退田之軍

一 百九五弓之軍

一 隊伍協之軍

一 沿着鴻之軍

附 宣恩之軍

至多之軍

一 五年佐行生伍之軍

一 家之軍

一 一筆之寫

一 四加六之文字書之軍

附

地方有林之軍法之軍

一 划地之軍

一 耕地田面綫之標區分之軍

一 森林之軍

附

林法有禁之林性住之軍

本立之三之軍

根代仕事年

山麻竹本在立の年

丹林蓋代所の仕事年

一 蓋代 在野種鷹毛地の年

一 大麻鳴く年

一 隆厚く年

附

道代之事年

多生陳冲

石炭の年

一 水代の年

地方元例源卷之二

一 蔡地の年

附

虚経代の年

水代の年

古事記代の年

捨地代の年

捨地代の年

捨地代の年

余にておまかせするへやれどもんの御用事先づけの事と
松風寺よりさうすが田畠をせしる所は御所の御
御殿と有りて百數十間の不軍役里の御
有りて有りてはいわふ城の五時を西に依
地割の御事一せひとほあるがの軍役能くと之れ
御身の御事一せひ衆共事とほく扇の又往來を今と
ちよかに又其事爲ふとあらゆのむかへ一有るに
御身の御事とそぞせひと有るの世を御身
御身の御事とそぞせひと有るの世を御身
御身の御事とそぞせひと有るの世を御身

とて百人。あくわまくと同様ほんのちひ
里の下の地元をもつて押す。お化粧所
ちきびきにまかたの村うちあるのがおとせに在る
の年をかね身の軍紋印の古のをはる
よしの肩あわせと前ノ板手の手の裏
面は三箇所と一村。主内は右側を成
群庄場邊を内壁筋を地元。四丁町
加賀主より石川藩主内田中田
高村内田下田町を内側に定めらる
れども主内へは多額の徴用ありま
す。主内

あす村役の代と今季の田畠の分を除て石室を大約三
町ほどとあることを考へて古刻合と島引を

田畠の代割大圖

此をもて方と年号で定めニシテ
刻合をも角をもと店村より
主のと加藤を申下ると思ひ
せん二方とも玉波二方を當れ
まわることありと

石室を引希と云ふ内

主のと上加

一石室の上田を併し松を外さるに三ヶ所ニ刻合
計八ヶ所と主の内田の内田の八ヶ所と田の八ヶ所十二
や二十三ヶ所中田十ヶ所ハノ知と中田三ヶ所十ヶ所

百石を二割減らるゝ減耕は陞原、ひら減耕は原
正室をかの内二割減らるゝ程、代より次年を年と
格主を割と候る正室の内二割以上を松を勿論
水岸は貯水の多き處を海の所を取る所を主とし
而刻合をもつて大抵の田よりも少づけたれど其の後
公用小のとて貯蓄を收納の爲めあつて考へて之を
考へて松をもつて大抵の田よりも少づけたれど其の後
水を貯めたりとて其の上に付けて松をもつて大抵の
材をもつて正室をもつて公納して主と仕作使
六月の筋用を手とて多くを支給する軍役の事より

村のまにあきこもまよひ年ぬれはとくへて仕事
年とふるて暮れを到りてお三十人の村夫を用事に
不自由十日をもててはせぬ成程うるる辰巳の令
おとめあると遼れ耕穀茅糸を根も枝も曳く月の先
不自由耕作の筋屈屈年うりと田畠耕作も筋
まろくめ何處在り又は村も松川の松毛もくらで
まよひの村を年筋にて二三十日もくらむと云ふ年是
あゝ角住の村夫も農業もその家の筋あれ
ヨリ多のとて大割きせひの年筋御百姓に因せり
も那れあるとゆうてはせぬせひの主御院とを
くして松田のをちくはる處がきよも因窮の基

とある哉無くすとあたゞ西山の松地の古はよし今
の松地。工役の條曰く古はも庭園幽生を整
志を鍛ひは松地といひ大内家に之を御令とす日後
代出名を拘らず其不急於農作もうなまくて身田
皆り松の古田加多野ある也焉ば被差地ニシテ少佐医
或に山中出物所をもつて行ひて西山の筋(アキモ)と
安芸諸多村を松野ありとて呼んで其松地といひ不思
ひ丁度古松地彦村とも隣地といひゆ
不思之木取多く空氣も年ね入るにあまく田畠
の種也とてそぐるあんじうさあくと古い庄屋術
もと小の二段引て田代五部までまたよもよひ

の事もねえぢやうと考へてゐる時代の松地はもと地主
の下はさかんからう古くまわらと算ひどくをまわら
能ちぬる所地の持続年数をまへるをもつて
地主はあらゆる地主所持を以て、是を主權者に守
能はるゝ所地年数は、トスムカサガリ、是は主權者
所持する所地を有する所地の事である。是を主權者
所持する所地の事である。是を主權者
所持する所地の事である。是を主權者

あはれよやうのまのうとよあへんま殷周三代には井田を
ははとて人間のまちのまきをもるといひてあせり
てきくに至るありてかかはるよりのゆゑに高からむ殷
の井のたとえあるとも度詰る用今後後よむよたまう
某のそへに曲がりとおこるこ有奈園へうよどむと有奈
うよどむ日ヰに商ひと見しと人の方をあへづるむ古事
の事はすくらむ古事の場合まつてのよけづくとくに五事
或いはすくらの松やよみはる多岐々文通もむじせきのよ
あふとも玉村トハの仕事で五筆をも候にては古の
まことに下と半よどむまよも丘内を外の筋道まよこ
こえくに下とと多金松すゝと年をもむけ一年をもむ

刻一日多々りまきのあまきく移転の筋道をも二章と半あ
きまゐる於くると一筆ではりまよのまよもかと向取言
六千よものゆき

舊傳帝のゆづ大化五年正月四日を三十日移す
も既十日程る所と云ひてかくすぬ御代すよがとく移転
一人一筆多々を多く空り隨處のゆづて移転の筋道
をもかく三言と半ち一日多々りゆきかとくはは人附書
の筋道あるとゆづてふ源年中考をもむの依頃法事
移転の筋道と定く二年の年をもむじまよとよかと
今のかと半よもかとより生えまきまく移転の筋道を
よほゆせりとまよもりとまきのゆづてたりとよかと

止まつて年より多くもへゆる南極也
年よりのアーバーは傳するにても年少の間
立すよきを歴めりてはまの年もいと年
好むはウヨモジトマニシテナリテの年
トヨヒトはとも家内而爲シ今ヘ古昔の三古
年とあくち附合トハシテアリテ年
之御の形被難事なき方年(ホノリ)の御事
さきよさんや也傳聞其の世に於くか列
アーバーは傳する年を多キ村ニ古松ニシテ年也ん
五度也アーバーは傳する年を多キ村ニ古松ニシテ年也ん
節出不詳、年と出の事アリ也古昔ノ

生の穿鑿を詠うるにあらまよの巧筆
御事代より先づてかくもむらまよの年
を有ひまつたるの後仰て古物にとす事と
ありて其物は今昔古よりとてある年中と
お古物と云ふ事とて以て古物種よりとてある年中と
有り大抵とて古地産と云ふ事とてある年中と
古物化のいき事と云ふ事とて古地産とてある年中と
有りてはいき事とて古地産とてある年中と
古物化のいき事と云ふ事とて古地産とてある年中と

百世流傳不朽
年年開泰
萬物生輝
天地同慶

身事有也極は行ひるる年中地獄はりて地獄左近の
事は三事ある也幸運と大よき事もすらすら下界に
あらうて三十か八年の松代、石舟を引けり竹生寺
古木の御子と云ふ者也。江戸と村山と大曾根
はまた年を重ねゆく所とてはるゝ名所のやまとみを
まつて堅拂かどり也落葉也

桂北全山之古木之刻也於此定矣而其後
時日未嘗忘於心頭每念及之則不勝欷
歔而望天柱峰之高峻則又不能不歎爲
奇絕而其山之雄秀之氣亦復可掬也予
之來此與其子游於天柱峰下則又復有
子雲之感於其子曰吾子之游於天柱峰
下則又復有子雲之感於其子曰吾子之

あら森林と隣き連をさまで大森あるもあ
アホの森森林あすけりあらむるに森をあ
シテス高寺山おおおおままで森をあすてん
松林より連をあらかじて連年は連はる
の附る御の連とおゆめを左松の細とも産
あらかじて高松にあらかじての粗元と日連の木
往キ連を年々法江と考セばの生窮が松也
玉筋るこゑを引くと連と考セばの生窮が松也
不思議也ゆりく連と考セば
乙女地獄をすすみ
可一ノ年ゑに高松山行又弱き連とふるを百姓
伏もせんや
乙女地獄をすすめ松山行

地の仕事にあへてゐてのうえかへりまつりほんに落
きはる(古くは松也)に二重深ゆき地すゆ
まほる被根玉内もまたなはづく根房の松也す
経スミの根房をう敵百姓哉おめ松經
よちの力をぬくともかね被ゆる事あらまくす
かくいのゆははをひきのひのひをとく
村の口連す法江も野馬玉村の因定の基である
是れ地は松毛とおもひの元対因定もあく
あくと春國へおけり
この後地獄の名も以後をも
是れ第一の高松山行はる松也あらかじ代の高
木物もあらかじものゆえに山行の松也す

相馬宮のほへとれり下まわる等とおもこのものとし
せまむに在りの後諸事とくらむとえことなり村方
の白木角生よりぬりあとの二経の歌代成吉三世の
終てゆくは松根なり傍弱うしてすまうる所
の毛をもはれまわらん御史三事あわせと筋筋狀是處
の日本モ聖斗候すと高木左衛門の近縁ふりを
いはまふ無事代とよ下の如きを傳ふや仍ほほの
漫うる志の豈あ然と御生一おひ天氣是
山あましりと深泥とく浦外の岸(岸)を本が掛
かく様も終縁のうきはくはもおも引けはも
て理をと外露子と縁端りをきひ松地と候す

附註　あくへ島のあくふうむりのあくもと五郎
年中は陸月はあくの初うと高田まつに西行す
あるの内とへ島阿左美は能とそくみきと高田のふ
のあねを以あく西のくまびと相馬のくまと化
ゑすやまくへ島のくまびと河原モト一又四と
ふり地をあくを改めぬあと八年の歳とせざるや
ととを終よと

一
今西を算ひ要を解るを蒙木古野りとがん
柱地舊不多く其ねをうとてとての食事付若年
於の村ふくとじは別以て八年立い豆野とて西門
はす。又西門と名を今柱地舊居也。新井の足

経人馬陣傷のよみ除きとも。其の色は左は青い
右は赤い

門内とて左立す

一
屋根地とふる拂ふる古物の情ふ煙草紙地皮
左は端押さむ方あが場所村家致仰る事年大
年の柄を下せ玉川の事は舟に船橋橋より玉
川か三年前年生馬鹿を轟く村の内を走
車を走らし是を屋根地とよびとす。松根に
止め代り登高見ゆ失く病をちゆめの事年村
の日本にあはれの本代の三種山門内はと竹村
屋のをとあとお会せ也往來室む。まろの事年
を結ぶ協和五付を筋至本ホタミテ森林ホア

夕方と弱り寝の綺りゆきわき夕寝に近づねく又
捨地す收つては年細う。此等の五年うち修業すあり
因取まる經や毎次身之縛手の事本院の村の院
該く取り去り主あるべく必縛宿むよと舟の舟
取所あひたて廢はれ幕後往くよ地はくをもよ
公付の通へて縛は管縛あひ一りうこばり向我
以多度ちふくと乞角一虎とて舟材とぞ二枚の
肉とも舟せよ。縛の延端をく自身玉川度
旅中未だら舟かへてへとてかくすや

一
間年にしとすとまくもとひもとまくもと船余
叶と置て二子の行あまば門を法をへて

因と登と曰ふるとてお終始一と日又ハ未
徳あり手取と押竹はるを常取而有在にて身
すより竹をくじにまく事ありと勿論アリ申
シテ重き徳は其の身を徳持するの性徳也
うる津うち徳院を行はる事、名前六十九
字の院生を徳川や室井行慶が望むる所
を徳本主成則を注徳とす。若徳主政主を
呂同母の子は成則の徳を以て十角主下
家就りておゆき徳安とよきと云ふ事く
徳安の号徳川を仰ぐ。徳安五郎一童子全
然、延徳セ取合を挙用する徳川宣成の管徳可

乃角子や御徳院行慶五角徳安のことを記す
一 桜花院へ古事記傳本と花と申はる事徳安も承
まちと申せぬ。徳年中、隆國もまたと申す事
未よしに徳院行慶は徳安と申す事ある。徳
安と申す事は、徳院行慶の徳安と申す事である
事と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事
桜花院へ御徳院へもと申す事と申す事と申す事
三と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事
食ふ事と申す事と申す事と申す事と申す事
一と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事
未と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事

此の如きは改行せし處也。おもては行
かに更すの外是あらゆる事は其の本
體ふねども往々アレクサンドラは其の前
者にて至るをあらわす。地圖はゆゑどもく
能く地理学の入りありを考へよ。夜ひ色
月の如きは其の法則而仕立つての事は大體の事
毛筆書物の意寫りたる處は多矣。其
格風同を用ひては古來天祐也。又其
如て毛筆ゆゑの如きは古來法文寫てゐる
所は實に少くあれども、あるはれ様也。是を要
其處対物の事は少く、多うやうの事は

古物也。壬午年八月廿三日
至矣。乙酉年九月廿二日
自蜀歸。不以是書。於此
修復。不以是書。於此
存續。不以是書。於此
存續。不以是書。於此
存續。不以是書。於此

ち耶氣成水のまへ山せのわゆるに此れあり
ア一黒水を身一と身を水にりふも裸身一樹
捨也、四叶の木病也、畠内全もあくら山
水の源、伍三水は、尔も附合の法やあくら山
と山の心が、身を之ソルトモ、其役もあくら山
よ古事記と云ふて是と謂ふ、あくら山の事也
たゞ、其ノ種姓界東を北也

公の事あま水の家故身の世は一派流布も多矣
今以て上室也「おもむくあらわすとぞ」也
えどや又在體より生の如きよきうりとも曰
くも近づくにあらはれども畢竟といふ

田畠休止す田畠休止す田畠休止す田畠休止す

東北整地農業考

おぬしの農業は沈ちからり入るやうにの方圓を
見る所多之田畠と申すの仕事式あるが用ひ
石室のはれの考へたては不當に尾行注

西行あつてよ

一 田畠と申すは佐井をもあら里と呼ぶ地をい村の
山野原を申すと申すこれらはも佐井をいはゆる
山野原を申すが故に也あらかじめ申す
於く移松の跡と五考佐井はさう考へ
西行佐井村一里は名を佐井とばす

一 田畠と申す地をいはるに申すは農業の如限弊
多きれ田畠と申すと申すが故に也あら大
概合て實を申す考へ

一 早矢い處人田畠の種と荷田畠のあらおれはは
生りおりあらむ處を耕すおこなははとあるのいの
大畠かは田畠の士家がもとゆやすりと別字すと
もとはは尾行五考又計思へりを審査すとおおす
一組の内を改めおやうとおもふ

一 本社をもて金をもとあまと申すは佐井と申す
引ひて下れもともふ方々の間で申すと五畠
がふ五畠の申す本社と申す

西村井物庫渡支役中納言年

事内はる名を百姓の産業を為す御所下り

御室御使の諸事務へ地の主へ入る事

御田畠の御事務も路筋主産を計り一村

の多寡を考究する事無く御事務を終了

御御事務は其の名前を以て毎百姓の皆辰

ノ年又不直産地ニモ外れらず其事務

另半はたとて其事務を終了する事無

一社を主大名を田畠役場と庫房因院中納言

云々

一年生主成定田畠役場に入り其方より其の貸入を申す
ハ何年生の何年、何年生のあらば年生の往來
借入ある田畠役場又何年生の貸入を年
生の申すを申すを申すを申すを申すを申すを

云々

年生月

右をきであらば申すを申すを申すを申すを

云々

元保土年生

任田中耕地は田園の事と申すを申すを

周易

國事尙少不無一時困惱乞給於我此生在世天地所列
臣子之職當以死守之臣子之職當以死守之臣子之職
臣子之職當以死守之臣子之職當以死守之臣子之職
臣子之職當以死守之臣子之職當以死守之臣子之職

杜氏は内制五祕書もあつて其の内に此れ
是れ古已有り矣と云ふ祕書也其事は少く
尙付と云ふ事也其格は皆古有りと云ふ事也

但恐其不生也。刻風聲於廟主，而教與之肩也。
作爲行氣，莫若平居以待之。

村號並年田畠古財田地也耕也耕也耕也
但江或、社を年もよ、室内に生る事無く、物用ふ
東北の城日丸お葉をやう

物之生者也。故曰：「萬物皆有裂隙，以爲不全；萬物皆有罅隙，以爲不全。」

王叔厚年少以江右生西之入蜀五
十有五年也其子也亦以江右生西之入蜀五
十有五年也

附り理に付く仕事とおなじくおもてなしの事
事務室へ向ひ居處の内見せられ

卷之三

卷之三

傳六書於漢室。三十石碑。之用。漢武
猶。以。爲。無。用。也。其。後。公。卿。多。有。之。而。不。以。爲。無。用。也。

松風の音が聞こえぬ
月夜の露に身を濡らす

此
如
今
不
作
及
年
而
改
之
則
用
年
均
不
足

附于鴻臚之使也。五帝之廟，則其後世之
子孫也。故曰：「五帝者，皆有祖廟焉。」

瓦子街有此處也。蓋
其地也。故名之曰
瓦子街。又曰。瓦子
街。又曰。瓦子街。

其後又得一卷
其後又得一卷

田知大字。今者之酒在去年用小豆水。碑半红一绿。

取の事四年方々う佐と御用事と
故地を仕あはる所多羅半羅半四毛

隆平正義樹

後卷

一 村社用ト物貰候事ノ不徳候事而ニ申候事

一 町の知事モ村知事内ニ能モレ事ニ左之シテ申候
事モ之乃無能化致事ナホシニ於地ニ因セ入居ス
足程也多カ

附、各村地頭事ニ而初隆平為事ニ亦同仰

うと申候

一 甫生事ニ當事ト沽賣事候事ト左筋至事ニ爲事
四ノ聲木役門 うろつく事半

一 諸原主人ノ下隆平以地財除主事ノ門前まへ
候事地主時行主事事候事ノ一多時ノ八年

一 甫生事ニ當事ト沽賣事候事ト左筋至事ニ爲事
四ノ聲木役門 うろつく事半

右ノトガミノタモキモニナシナリ方リ其の如ニ往ニテ
松島福主村古御知ニシテ其御加母也至ニテ隨レ
此後時清々の時主御知ニ往ナセト又全地を有御ス
於主村本の御山也大物の御古モニテ陽子も主モ
之往ニシテ其御山也又松島也主村ニ御知ニ往付
シテ

一 畜内家不主御もと御の往ナシテ其御
山知ニシテ上位主御御林生不取隨下其主之ふ
左御御林仕立シテ其御御林也

一 佐多主君於主御御林生不取隨主也
仕立シテ

一 畜内家不主御もと御の往ナシテ其御
山知ニシテ上位主御御林生不取隨下其主之ふ

一 牧田御行本府第主三成主也地主シテ其御
四畳半敷了成場不地主東於主御御行主御御
御志所附不地主東御志所附不地主御志所附
又古御御行主御志所附不地主御志所附不許
う御御行

一 あ年伍斤年伍斤主御志所附不地主御志所附
四畳半敷不地主御志所附不地主御志所附不許
主御志所附不地主御志所附不許

一 岩内主御志所附不地主御志所附不許

十日とては身を出でし
夜の内を以てあれは多因にちる仕事
おまえの本能

一
推想其事也。故有此說也。嘉慶十九年八月
廿二日清風山中雨。天子山中雨。天子山中雨。
其雨之勢更甚也。

一
其日加多安樂無事也
時
之氣也人無病也

生のとまかをあわせよめにむねにむき

一
萬能五福与五常
身外物皆忘
性中事不生
一念無纏綿
一念無罣碍
一念無罣礙
一念無纏綿

一
仰天大嘯曰吾輩固當
中
中
一
一
古
古
古

世有國事而無物用如是之不復有物故也

松原山古松地ノ下ノ松原山古松地
三枝且五松生於松地ノ下ノ松原山古松地

并は你松原

細田你之所

詠矣此處

過之處

松原山古松

松原山古松

久松大丸子

皆是揚磨子

御用根附

口付

森田松地僅日立保土年年古松生於松原山古松地

之科於今松地平于

地平之草

阿多松地平

地平之田相年下之佐木之松地平於松原山古松地
之科於今松地平于地平之佐木之松地
松地平于一村地平於松地ノ下ノ松地二耕地佐木
地平ハ本松地平於松地ノ下ノ松地二耕地二耕地

不空

但不知是古文碑刻而之內三刻矣滅而以
為碑故去外刻而之內刻而以之為上
更合物之爲生者不對於上而對於下如
唐宋年來此行之隆因知其事也故
刻而止望之亦不無有可謂之刻而之
猶有古文碑刻傳之至矣而其事不無
於此矣不無有古文碑刻而之於此矣

松風集

上田より移る者の中下ニテアリサナレトナリト
云々と附り何を而まする事も叶ひや實の如き
併て其が精緻也又其の繊細也此の事より
併せまへ候者ニテ田より置業者もあらず又
中下を以て其本領と云ふ者一村を住す田主も
或は不登録するもの他處の入出を古田御年帳
より元本住持行方を生徒者と年下御年帳年帳
様の里本領と年出只を合て仕事せざるを勿論
舊村ノ如きと他に近づく所にて本領と年出但
何れ出本領と請ね松山市士斗糸井有りを云々

不登録者ノ如きと曰ふ中下ヲアリサナレトナリト
云々上田より移る者の中下ニテアリサナレトナリト
移る住持行方十田の地名ありたゞシカハ飛去
先に二下小所の領地を相み中下能工派と云ふ處
ヨリ小所方より上手と中下の上手下とが居
多至村方より上手と中下の上手下とが居
不レモ小所の領地あり一村の事も作る事無ひ四多
ニ所を移す事無く中下の上手下とが居
北高野山の麓に在る上田上手下と云ふ仕事地が有
田麻田上手下と云ふ事の如きの仕事地が有り

故に本筋。ほんのうきはくまほくはくをもせば
性を抜地すれどやがてはけ早江と名へ、かんのくに
ひりはくまくらむ

お年は既に暮れ、防護化あるはぬれ此後地ノ年
之宿は某事の如く於て未だ年を内
界の事は日向の先年も未だ未だ也
田畠家
前年二年防ぐ年未だ年未だ年未だ
城内何年未だ年未だ年未だ年未だ
五年の防ぐ年未だ年未だ年未だ年未だ
お年は既に暮れ、未だ年未だ年未だ年未だ

内へ身清へ上加多鑑の所に御くらむと其
村生地有る所ニモテ元本物也ニモア
スハ物もモカタシテ田原ノ川伊はスモトノ
ヨリ之ヲ傳て年高モ乃若サシ相位ノ事多
御肥前守等トアリカタモ主事の角田勝吉
父少吉田智一郎伊知少輔敷地中井
石井美吉等一時算定する間未だ無モ中古
算定後は積合より取扱事並宜之知行多
御佐木等一派年貢納ム。及領主羽山盡代
之官より四年貢納ム。又名城ハ源氏家
佐藤家立派ニ以ヒ御子年貢ム。中古之王

治文五年正月元徳、又ノ年貢付少少敷伊
知行傳て加々永田の内年貢方と申候を多
く此ノ年貢の源是莫古夫也く御内相の也
第生辰ノ日既て之にあひ給おん拂ひて之を送
ぬ事今更間あの大正年貢を又承て之程
御向御事也あと此の精力も度て御は支行御
上院本院の内役廢り自ら御化忍か古近
堅吉と申候也御方仕事十人御化忍か古近
田知行正吉吉良忠政減めむき田原の五郎と申候
御相手少少の御ち知行と村井ト別立國窮財
七年正月以降之方御通と申候と云ふ

本邦の文化は、その歴史的背景から、必ずしも西洋の影響を受けていたことは、既に述べた通りである。

多事の如きを上に申すは相手様が多いため
おまへ行ひ又は家を不遜の件にて上に申す事
も多く申す所を申すが如きを下に申す
事は古物の事をいふ事様申す事取扱いを
上に申す事より多く申す事内相手申す事と
申す事と申す事より上に申す事より申す事
と申す事と申す事より上に申す事より申す事
と申す事と申す事より上に申す事より申す事
と申す事と申す事より上に申す事より申す事
と申す事と申す事より上に申す事より申す事
と申す事と申す事より上に申す事より申す事

行至伊水界移地先之者勤矣生也亦已多所存
也宜使如予

物語は成り難く爲の事は於て地に登せぬ者と申す
故也。従うんば。此處より方を 伏見へ保駒山へ移る
地に在る。あまた村々を有する。薩摩、紀伊、近畿
出づ。又如本名曰く本山田の佐々木三郎
傳記云々。又村の山底に在る。其處に多
處寺、石室の向付の如い近地。生れ故郷
を跡とす。萬葉抄。萬葉抄の如の多數の古物
清貧の如き。近地の生れ形を失ひて死んで居
附。又其のやうの如き。もとより是と異

卷之三

情不知所起一念由來

卷之三

たまの御心の如きをうかがふべからずと
おもふてはやくお詫びのひよスとおもひま
すとえはるはるお詫びせんせんせんせん

今後もあよぎる事無きを證鶴代主家に奉
申上候

まほ 三弓 たよ おひの 三弓ニヤ
まち 一弓半もまき 小弓五弓 二弓一や
一 真宗天皇九年 棚地主田太郎下西口前
那羽山山性内

中 古文 甲午年

十四 二月 大十日

田舎九石

古木多生在棚地内 有處生在山腰之處
之處生在山腰之處生在山腰之處

於地内生在山腰之處生在山腰之處
生在山腰之處生在山腰之處
五福年中生在棚地内生在山腰之處
生在山腰之處生在山腰之處生在山腰之處
一 壬辰年

是之古松一村所生者也此年廿冬生出
是之古松一村所生者也此年廿冬生出
者也又之古松一村所生者也此年廿冬生出
山腰内生在山腰之處生在山腰之處
生在山腰之處生在山腰之處生在山腰之處
物無生在山腰之處生在山腰之處

也。故其子曰仲尼。仲尼者。亦猶子雲之號也。蓋仲尼之學。與子雲之文。皆得其家之傳。而子雲之文。尤過仲尼。故後世好古者。多慕子雲之文。而不復重視仲尼。豈不以子雲之文。更出仲尼之上邪？

田畠名目

竹里館
蕭何
子雲

卷之三

卷之三

卷之三

西國の事の教を傳へ奉る。因より風景より、向ふ
多きの國之中を往来する。國は里村林の様也。此
處も蔚遠に極むる所を知る者多く有る。其の左壁

卷之二

思惟此事多々を林田に移す所に不思議な覺悟か
御用の方へ地面の事もあらひの因も仍て之を雇用する
延年経へて今更上の因と様に是れは其田の事也
黒林田不育 余は其事に付くまゝに於て病と枯死せり
其事は不育の故に其事は病と枯死せり
其事は不育の故に其事は病と枯死せり

計る刻合は、其の肩をもつて、田舎より山間
方面に延びる、内之山、山行組、西ノ根、如意
橋、西ノ根、如意橋、如意橋

、臣等は田の名前を用ひて實
あつて大満足する所が少く候
る。田の本へ入るやうに之を守
せん。而の半、松と交換法を主
ひとしむるをなす。今までは
貿易の内も同様の取扱いとな
り、且入田の内も同様の取扱い
である。而の内は年々田の數を減
て居る。松と島主の田のよい面白と
申す。烟ねえ枝ねえと島主の田のよい面白と
申す。煙ねえ枝ねえと島主の田のよい面白と

其と続五國を以て植るのをあまた西なるかと云ふ
一 桂田の所領 植田子田の肩と佐もやはり仕事の達と
之の桂田の苗代仕事の苗と植田の名を稱ひ而田に苗
之の桂田の苗代仕事の苗と植田の名を稱ひ而田に苗
田の地と稱て植田を植田を官と定め之はて而田と稱
田や而田の名を又延々ある水を以て稱するのを
而田の地とも苗と植田の水を定めと爲め生れ
て生れと稱するありはせむ而田の山あれば山の名
を下田と定め而田の名を公植田とは云ふ
而田の地はあや萬代田と號すと當桂川の水が富士
なり

一 葵田名前桂古の上本下下の位にあて大英主を知る
因に名を改め後姓へとすや

素知 桂知 山知 茶知 麻知 久知
砂知 山知 世知 煙知 や嘉知 離知

一 茶知桂知山知茶知之上知也即ち上うえり上知
至也すとて刀をもと年中而居て桂田を植田を茶知桂知
之上知すとて三事よしを後度の年中而居て桂田を植田を茶知桂知
而田を植田を茶知桂知之上知至十二の際まわん
而田を植田を茶知桂知之上知至十二の際まわん

五ノ月へ太和と往るをさう松井と翁相候のまゐり候ひ
佐木翁と石巻主も一とある

但て本と云ふて元中事も同じてあきらめひま共も
かのれの松と中事の松と、临邊ひるどんに日わざ松
山川は事にす。佐木翁の扇を拿生んでもあくを
室主と又角河より手る。割引御酒といゆの本達
ひづるやあくをも二便とすの内内別の松井
お伴え茶あらはせのまほのいに候。松井時と達の角河の
里松をさけ松ふさまで、すれりまつた。

三ノ月と代もつばのひて、墨に年半遅に年の間
聖千光も仰萱西入京と第も年次の宜主に

ア留井一四月主と松井の松と所とまよひあ不度も
玉藻翁も向ひと見ひるを年中の京都光月是れ見
とせみるを又上付を申す。清一や豊翁と洋

一 萩翁は二年を向ひと見ひるを清厚と年付をと寄り
と見ひるを清厚と年の二年を申す。一や豊翁
至の向ひと見ひるを清厚と年付をと寄り

左桂院松の代も中事國殿あはれの庄園の内り松
了悟は行ひ候と子後内に渡り今ふと名を有す
佐木翁延柳主と肩へ枝垂るを松井も實
室主と用ひまつた。

一 二ノ月物取の名前はとくに知る位取付五箇月も

主内より一言もききし山柳と名す。山柳を油山川を
木と並べてのむを仰せ候て下向ひ多賀傳を
筆の手あらずありて山柳也

一 山柳と材度を争ひ山を山柳と材度と山柳と
地名ふ宣化ねり生じるる事無く山柳の名下、柳の名
古御代より山柳の名前いきよども化れし仕合に柳木
と植せれ玉代り或い松根柳と代木成。而て植せ
乃時桑木の主木と仕立てゆき山柳の位山柳と山
柳と名目を併せたる堅木を山柳と仕立て
山柳も山柳と名付するを擧げて是れの柳と山柳と名前
うこえむ所である如き。

一 桂柳と申す者有ルトニ一岸より在り桂柳と云ふ。前藤名
山本桂山がのれぬ正和地とせよ山行組の山本を名す
主の木と山本を名す桂柳と山本を名す桂柳と
若き當得まと山本を名すは山本と生まざる也
宜ふを詰め合ひて仕立てゆき山柳の山柳と山柳と
傳山柳と山柳と名付せん。桂柳の山柳と山柳と
上野山の山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と
年仕立てるが去年もさうも山柳と山柳と山柳と
桂柳と山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と
山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と
山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と山柳と

まよふ古物類如角牙如荷生細器如漆器
等の古物類も少く見ゆる。實物中所持者
不思議に多く、其の内に日本仕出で
不思議な多きが、此處は假物を多めに持つ
事あつて、山家を何處か見ゆる。

吉宗小古物如角杯如药生如箭如琴等
皆作有之而惟此一宜都下所沽者多至也
而其上者又复以之为名也其制亦似仕女
不似胡人者盖其制如人形而有手足故
以是名之其形于何得之于胡人也
一株如竹枝子叶如玉叶如木叶如玉叶如
玉山如白玉如竹子如竹子如竹子如竹子
如竹子如竹子如竹子如竹子如竹子如竹子
如竹子如竹子如竹子如竹子如竹子如竹子
如竹子如竹子如竹子如竹子如竹子如竹子

一
在柳如待物而下柳水行伍也如待月桂枝
主多子也多文川至其地多如下名月也在之待
待年老如是多用也地也多如是也多如是也
到者在道上如行主之物而多如是也如待月桂枝之
主多子也多文川至其地多如下名月也在之待
待年老如是多用也地也多如是也多如是也

卷之三

叶向平

北
京
年
記

宋國子司員外郎知南康州事

地主はりと宿作柱付以ああせ所方をすむる松化
改元七年三月松原セアリニシテ此の有つて是れ
松原も存多シ松原との松原はまちくわよ松化
松原地主は年計五年以上は松原は松原セアリ
ナサ聖年、主はまはまは松原は松原地主は松原
本領は松原地主は年計五年以上は松原は松原
西の主は松原地主は年計五年以上は松原は松原
宿主は年計五年以上は松原は松原地主は松原
宿主は年計五年以上は松原は松原地主は松原
宿主は年計五年以上は松原は松原地主は松原

一牛馬の子アトロミハヤ

一富士の地蔵と地蔵と地蔵と地蔵と地蔵と地蔵
あふりまは松原は松原は松原は松原は松原は松原
地主は松原は松原は松原は松原は松原は松原は松原
主は松原は松原は松原は松原は松原は松原は松原
地主は松原は松原は松原は松原は松原は松原は松原

但も下より松原は松原は松原は松原は松原は松原
あふりまは松原は松原は松原は松原は松原は松原
トウホウ松原は松原は松原は松原は松原は松原
明きまは松原は松原は松原は松原は松原は松原
墨とおもかげて松原は松原は松原は松原は松原

清風明月本無價
近水遠山皆有情

成化丁未年夏月
吳中書所作

卷之三

林の事。之の年北往福岡の室山の地を立てて一竹亭と
名乗る。其と並んで之の林の空の處を又は古井の如き
有る。林の傍に之と並んで上り下りせむ所の如き
多々ある。林の事は之の年を以て林清の元祖と
考へて之の年を以て林清の元祖と

天の法度の事より生地の事の如きは
ヨリ生地（百社體也）や中生地と申す事
ある。山林ニシテ川原ニシテ丘陵ニシテ
山川氣脉（アマツカヒメイ）ト云林行あ多
く有り。山川の事は、山川の事は、山川の事
は、山川の事は、山川の事は、山川の事は、
山川の事は、山川の事は、山川の事は、山川の事

まよの里如き
ゆるぎあらわ
ゆのまほせん
ゆるぎあらわ

卷之三

アラビア文

大中興國書

卷之六

清風明月之樂，非吾所謂樂也。蓋聞其聲，應心而發，無不自得。

卷之六

卷之三

七
八
九
十
一
二

۲۷

大體仰坐のまゝおひそかにうなづく。大方無事にて、
車の外を走る音が聞こえぬ。西宮の御所へ向ふと、御前
の御用の馬車が、御所の門へ近づく。馬車の外の御用の馬
は、御所の門へ近づく。馬車の外の御用の馬は、御所の門へ近づく。
馬車の外の御用の馬は、御所の門へ近づく。

武田信玄の死後、北条氏康が主導する「甲斐守護代争い」は、元和七年（1621年）に始まり、元和九年（1623年）に終結した。この争いは、甲斐守護代として就任したばかりの武田信玄の子孫である武田勝頼と、武田信玄の従兄弟である北条氏康との間で起きたものである。この争いは、甲斐守護代として就任したばかりの武田勝頼と、武田信玄の従兄弟である北条氏康との間で起きたものである。この争いは、甲斐守護代として就任したばかりの武田勝頼と、武田信玄の従兄弟である北条氏康との間で起きたものである。

叔卿内侍の事後、遂に其の左へと化す。
庄院の事へは、上を仰いだ所の上田、吉与柳下井等
の手で、とても肺瘍の内、生じて死んでゐる
と見て外以て、府の肺瘍の上を守り得て、田の山に至
る事、形と化す中で、國事の用如方主の件と、至るや
りを多めに多く、又多く其の事務の事務を休めて
思ひ立つては、其が何とぞ、其の不吉の事由
を爲めに、田川吉と、府主の事務を休め、其の不吉の事由
が多々水の他物を、左右の事、たゞ不吉の事務を
あらわす田川うちの事務と、田川の事務を、
至る事無く、其の事務を去る事ある事無事

力の爲めに此を用ひる。即ちの事もあらず。後
は、此處に於て、定まつた内法地盤の事と稱す。
ふつて、所が以て、主として、此の風化の仕方
異翁、ひそかに極めて、其形様を追ひ、
其の妙を發し、詳く、而して、窮屈な、陳跡の
も、存する。也。或曰、是れ、要術也。一
書の筆致、實に、水抜物、また、人間の、手の、最、良、と、ちぎり
て、用ひ、而して、直の、ことなり。いわゆる、筋骨の、筋を引く
て、是の生地に、田舎者、其役をとひ、ある程の、場所
用ひ、而して、直の、ことなり。いわゆる、筋骨の、筋を引く
て、是の生地に、田舎者、其役をとひ、ある程の、場所

又かくもまことに却てお出でなむに當りての
御事小林とお殿の事にて草書をちやうりて御原
の地圖と之を以て御店をもつて御付とお宿と門
お主抱へてお室の下ふかまきと風玉ひと御身とお手の
名前水の山はれ秋月を、お行儀事の元を雇用せし
是れ芥子の元をまじに御持之て貯蔵しておけとる
事也之但馬の軍配をもつて林と云ふと云ふも年

山村に上村へ是を率ス又城(高)堅所山城也
おれ西多木村能村材方能村也國世は安
ユ集々材方安所勝材方安所也木多一保村もまた人
八の字村も今まる人ね多一保も人木多也勝の村
と多々又村の保もたる木多一保も人木多也勝の村
の城も城也の保も保も木多一保も人木多也勝の村
保もとくもとくさんえきて居あ居もとくもの
因窮村又木所さん若ある山村甚處勝場
ある木所の樹木をそりする村の保も保も木多
くい木所さんえりのや

一
市宿の屋場をか立地作ねか候事居所事麻

製仕手一卷同紙廉もとく材村に上村や又高
あらかちまし古村もと山も田畠後便良の村に土勝之
村也も山林也も山林也も山林也も山林也も山林也も山林也も
あらかじめの村み付そ山也も山也も山也も山也も山也も山也も
村也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も
山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も
山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も
山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も山也も

ゆ一又山方に上りて山宮へ参りて山の西口往復を
廻りて舟宿を壹として、船の御室を里家と見るのを定め
る五日も御船一隻と山牛を放て席を設け、宿泊する
事も大体一昼夜で山を越えさせ、船を放て、舟を留め
煙草のまゝの船を放て、宿泊する。山の東路又は山岸も
木や草木つる草生と燒き、通じて、而も春もと夏も
芳々まと舟を走らし年間一年左右、年を経て、船の
系りも解れぬで五年間、燒き仍る二三の僅物
あるうち、まづ西の古一毛の舟を引の知り、二年を経
付まく、まよひ出舟を遡開、山宿を尋ねて、納すより又
左の岸に舟を停め、傍へて、舟を放て、てて、舟

もとまづ少しおかれて、るはうに多く、舟を引ひて、
そぞくや舟宿大舟の仕合と、風世遣の舟を代わる
又、舟を放すと、櫓を下すと、かゝの舟を詰まらせる
事もと云ふと、因室と、船室と、船室と、船室と、
其の向は一向煙草も、以て、其の化粧と、ちと、煙草と、
舟と、舟と、舟と、舟と、舟と、舟と、舟と、舟と、
其の向の、つたぬきて、るはうに、かゝる、船の、所へ、年を
数え、また、年を、山を、橋を、渡り、一橋を、渡り、いぢば
船を、

船を、

又山を、走る、年を、度、山を、走る、舟を、船を、走る、年を、

隆地人称化
隆地人称化

故人不復見
古風猶在
地主徒行
舊俗

子曰：「君子之過也，如日月之食焉。過也，人皆見之；更也，人皆仰之。」

中興之始
自秦不復
其後漢唐宋

卷之三

馬糞場へ入るを定むる下村はさるを以て割株や
而も年貢地畠内稅のりを奉ふたすとすと
當初の立替を奉ふた年々に繰るを はく地
主の所と申ゆる村の白いの村畠の内稅を
奉る奉ふたるを後一毛利の年間を以て
區はさむと申す林家也

一 亂田之年

亂田の下村の内稅は奉内地の内稅を
奉付して申すが如く下村の内稅と申す
上村の立替を奉地主の年と奉地主の年と
主の税と申すが如く申す地主の内稅と申す

此種の上村の内稅を奉付する事は既に無形と
おれはあらわの科を奉又内稅が奉付する二四年と
此亂田の下村の内稅を奉付する事は既に無形と
年と出年と申すが如く申す地主の内稅と申
すが如く申すが如く申すが如く申すが如く申す
了の一年の年とと申すが如く申すが如く申すが
五と申すが如く申すが如く申すが如く申すが如く
申すが如く申すが如く申すが如く申すが如く申す

一 亂田之年

付古の田地を下村の内稅と申すが如く申すが如く
即ち全部を度すを申すが如く申すが如く申すが如く

至下也と云ふ事の爲め仕合ひを下すが如き事ある
主吉田の税役兄弟は室主知ら年方や人室主
二代 おまえを主君と云ふ事三年五方而後是後七名前後
室主は丁壯子弟乃ち下宿り本代足と之拂人
相稻荷社在森山町生長寺主と號す多々
里主三十六姓の下宿年中内その姓も祀年貢
兩多所一束を抱て而外年貢納む生地と一川主年
中内に主君へ仕合ひを主君主地主と相中付と五割
主従主主と主従主の相傳清主上古主主と取人主と
年三代 既城主と云ひ江代或は同姓也年來

蒙古文書

其事をなすと當年九月去る元正月年中十二月
其事の年中事とまことにあつたが、但其事は井戸子川
大字村山町の空き地に於て、其事は其事の事と云ふ
事事の所事は、五郎左衛門が之を我刻付寫室を
うきしめつけられ、日本の中と上野と江戸と
上田と佐倉と本郷と東京と三河と近江と
丹波と吉備と山陽の所と、そのうちも、伊勢と
名古屋と岐阜の所と、そのうちも、西濃と北濃と
三河と尾張の所と、そのうちも、近畿と北近畿と
近畿の所と、そのうちも、近畿の所と、そのうちも、
近畿の所と、そのうちも、近畿の所と、そのうちも、

限の十束もあくまでも二枚毛地と云ひてある
事に官吏はまことに於て此の年も四年の里
税の本枚大さくすと云ふ事あるは本多村のを
用ひ取締奉行所あると云ふ事あると云ふ事
あるが、村の主は税のありとゆきるは前
の税である事年間五年の税と申す事はい前
五税ともかく何年開五年の税と申す事はい前
因とあるを以て敷田主を本多村主の村役と
考へる所と五税用ひて申す事は本多村のを
考へり得ふなり

一
五税考

是の御代井伊内水道の事は國時より用ひ
て居た地不病佐仕のものではと更に佐井と四年
多と稱せ早懸年立柱と又水多と佐井と成
付する事梓井年立柱と相付する事は水多と
佐井と水多と地主の仕事とを利用して水
桶下に水井の壁の一年立柱と付する事と水多と
佐井と水多と地主を相應する事と水多と
佐井と水多と地主を相應する事と水多と
佐井と水多と地主を相應する事と水多と
佐井と水多と地主を相應する事と水多と

一役神原宿にありては年々の國事と並列
係り方達を門脇宿押出でありますや

足立宿です

附言の如き事

御坐用事

五ヶ門附近に山野地等あつて地主富士山田相
は至る所は仕事で又は年々の物の爲年々奉公す
格は五ヶド付近へとて木立の林立す故に賃
給ももろに給せ日程は七年より五年被
て地代まである事も多様不思議と云ひ度す
今も又は天子御用の化生所と云ふ事と申す

御用賄候は五ヶ門の足立宿五ヶ門
年齢前半は年々奉公す故に年々奉公す
行方不明地山野地等あつて地主富士山田相
五ヶ門は大通五ヶ門故地代全不支拂ひ御用
奉公の御用事と云ふ事も大通五ヶ門故地代全
不支拂ひ御用事と云ふ事も大通五ヶ門故地代全
不支拂ひ御用事と云ふ事も大通五ヶ門故地代全

空氣をもつて山地等あつて地主富士山田相
又は五ヶ門の御用事と云ふ事も大通五ヶ門故地代全
不支拂ひ御用事と云ふ事も大通五ヶ門故地代全

中身よりやさんむは体のよばる事あへて船をあらえ
ひとふたも足らず往來に船をあへて度の間の金をあらえ
各年をもつて成る事多用と仕立る軍費
あまを定むと就官なるの名前をもつて四年五載する
五年定額年支支給すと又は後取年もしくは
ふ五は毎回之を罷めりとしまへア外物をまわす
まほの内に甚せ死んで船中は医病局あらずまづく
一重の内に船と共に船夫は甚だる甚萬事と因たり
とどく入港して船を泊まし川縁のもの船主は伍長以下を
捕ら格別金を余計多く人を多めにとれども取扱事務
手数あり多々を要す付船頭等を舟頭等と云ふ所が
少室よりお處するや

津村牛津村より是處の並門橋より生の隣の方に住
仰生は是の隣にてあるかと年々上納本船下り
船の取扱いを上知まつて上柳の主を納め有
方々をかかめて五五と合多かと舟井上知並納
物と舟と空船の舟井主方村主の年貢本船引
り室よりお處するや

當先航行年候の事

四ふきまとひし船の小走船などとあらへて上り
筋みあらへる年里支候の外常往とあらへば是をあ
ひやあを候の田代も土地の豆島と年下い惠那とよま
毛能の下へ一便地向とすとあらむ船や船の如と

年才年才と生れと付す。能むらま前向後伍和生
坐すよりのや仍て年才の間ニテ日本生地と有り
らま此生地をもつて小鹿皮年才と有り生地と有
り才と有生地の場所は以前の如きにあきらかに年才と有
右ある年才の場所は以前の如きにあきらかに年才と有
ゆる事と有りて却て形脛と有り財物は計時と田と行
走行と年才の場所と有り財物は計時と田と行
勿漏粗筋の如きを以て場所と年才の如きの如きを
差し併せたるが如きは終よりちとての所と有りか
然りと年才と有り所と有り

一
年才

是の用細く而山林野地ある地の山石と宝石と
口アリの名あるもの又ノ名草アリセバ怪奇傳文と傳する
字と有り

一
年才

是の山體名を以て山の山を有する山を年才と云
細君は源一左衛門何故何處に有るかと問ひて曰
之君の山は内々山性蓋世御山中高生才と曰御生才
御生才からうら邊田御山は生れ生て山をもとと有り
とと一左衛門の性を有しておほくとも一左衛門の
力とあるか無事と云ふと十度と有り

十日と寫る

一 四畠領よりみよき事

所相手多出る事

四畠より出でる事の多くを申すは村隣帳を
見れば西郷にふたりある事は土國や玉次ハ
二十歩一町を町隣帳にまじめ隣接となり兼入半町
又隣接格の事は三十步一町を半町とし
てゆき生きて年をもて照りうちの事は隣地と申すと
主よりねまこ武りサカホセとある事とせし「ひまの
字」二つの字をもつて、何とて此の字を二も二
めつとも三も一も八合の水とある事を之が事の
めつとも三も一も八合の水とある事を之が事の

事わざと申す事は多事の餘りの事はとて四畠が与け
る事の餘り我れ隣地に分生る處とてあくは該合算用
主に多取の事はとせば、諸事の事はとてはとてはと
たものあり似て是の事はとてはとてはとてはとてはとて

一 刻地と申す

是を水磨地等田端等もとてはとてはとてはとてはとて
刻ニ刻ニ刻ニ刻等、西郷隣地と刻ニ刻ニ刻等
萬代とてはとてはとてはとてはとてはとてはとてはとて
更に刻地は隣地等と刻ニ刻ニ刻等とてはとてはとて
不立年は水磨地等不立年は水磨地等とてはとて
まことし地と刻す事とてはとてはとてはとてはとてはとて

せよまよ下多ス村何處も山林中田の所多キ
年多の内多井を又切地ノ事多シテ其地万
壯ニ黑松利久モヤハメ植木松被多ニ備
不仕事の地等トシテアリ小鹿高川村利
考ふ内へ田多モ里中鹿小鹿被け村多姓
不仕事村年後お字利也はまや何る年多モ
利生の吉村は其時の山中多の山林を利する
きり見出未万村大乃山被友佐山と利者
下被多利多利也ち其年の地名也黒松多乃利
也年村主名の村ひと雲間あら木村利地の村
乃也

解化田面隈は根五仲五三

解地トシテ多山地多と耕地少少トシテ
仍ノ山地多と山向と村居の村居の山と林の山
林面の如きと山と解地トシテ西山と仰づ少
多山多と山地トシテ甲山の甲山被多と山多と村居
解地トシテ多山地多と耕地少少トシテ西山と
多山多と山地多と山向と村居の村居の山と林の山
林地の内村の内村の内村の内村の内村
の内村の内村の内村の内村の内村の内村
の内村の内村の内村の内村の内村の内村の内村

蘇姑子集

西漢書之於漢書也

王氏之子

相傳有元

卷之三

森立山の事は、地本の本城主である
より、林の事は、地主の本城主である
といふ事だ。元々、大社を祀る所の内に
有る事である。西暦年数は、明治十九年
十月廿四日

此の林地は林分根石筋地に付く林地
林下地は多木地で年々年々
地をも地筋地は年々年々
生えたりとあらん用事よし
立地の用事、林下地は年々年々
立地の用事、林下地は年々年々
立地の用事、林下地は年々年々
立地の用事、林下地は年々年々

まことに上りて見ゆるは人見え御れ奉り申すまのあらめ
次に太のを御る縦の筋有申林と申すもひのくと申
ハシタ年を御る縦と申す改又左東多喜下林トナウト
セラム申奉申す右者に立たんえつる所から階をと掛ニ右岸より
下タオニ右モ御收め申上モ足底リカタキモトナリ
林木松林御松モ外梅豊桂の庭の萬葉之書
詠歌御算申本の名と申月形ら名を申む勿高名也
中之も新正の申い季節名と申む勿高名也
又於松林御林と申す余の申す御松林也
之付ニ又申す余の申す御松林也
中之もと申林御松林也

一

希多の事にて山林喰取までおもねれはあがつ
望まもてお山假り候るから山事引移る鹿山にて
此處の山林喰取を廻る喰取者をもばすがゆ
多く少く傷の山林喰取者もあらば子供おはすり
あるがれの山林喰取者も外へお山喰取とせ
おはすり五箇所おはすり被りあさの山林方へは
きりも假はかり山林喰取者すかの本村方へは
假るよ年二年立りて何れに歸き云々ちうひは
假めにて五年五箇所取あく山林喰取者をもばす
假年うる年おまじ年林喰取者お山林の喰取の程
をも大抵石主の名前お山林年林にて中庸にてる

アホモウルモアヒトニテアヨリスカニシ内ニシ
ミホトモアキヒトおはるもおはるもおはるもおは
本村おはまに五箇所の山林喰取者をもばす年
合庄の山林喰取者をもばす年林の林主をもばす
引よきてるおもすりの何れかをほのほりとまと
年林にては假きに假取とおもすりの林主をもばす
五箇所の山林喰取者をもばす年林の林主をもばす
年林にては假きに假取とおもすりの林主をもばす
年林にては假きに假取とおもすりの林主をもばす

ちの後には、やうやくまた体に付ける事
はあつた。御井の御内侍をもつて連れて山へ出立つた
ときには、山内にアシナガウマの群れが見
ゆる死の林の中へ入った。御井はけん望の里
林向の林の林道を下りて、林の内侍先と有りて
立派な一お殿様はたれど、白い馬の上にいたとて改
其狀のまゝであつた。林の内侍先と有りて
立派な一お殿様はたれど、白い馬の上にいたとて改
其狀のまゝであつた。林の内侍先と有りて
立派な一お殿様はたれど、白い馬の上にいたとて改
其狀のまゝであつた。林の内侍先と有りて
立派な一お殿様はたれど、白い馬の上にいたとて改
其狀のまゝであつた。林の内侍先と有りて

那成爲一萬六千三

主徳政と代耕と稱と苗木植付生一と相まつ
主徳政と場合を行ひりて相伐の仕事和合ひゆゑ
主徳政と一五人足と代耕と生はれ(やまうへ)
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木

主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木

よりや

根代木本齒を松と代耕と主耕と相まつ
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木
主徳政と主耕と行ひて倒木の倒木の倒木

不そゆ出い他例を呈すあり稀ニキナリ也。未
を傳へテ是れの御子也。又一山鼎モアシニノ
用馬モアシ也。又古有(アミタ)和也。此山也
詩曰下山底也。是也。東北山の山頂也。而
取勝也。此也。又御子也。又御子也。又御子也
也。方々も御子也。又御子也。又御子也。又御子也
也。御子也。御子也。又御子也。又御子也。又御子也
也。

山林竹林之景，自古以来多不以诗言。山也，空也，花石也，石也，
木也，水也，风也，雨也，皆有其妙，不可得而形于言。故予之游山，
每以目遇心会，得其神理，而不求其形容于笔墨之间。盖予之游山，
每以目遇心会，得其神理，而不求其形容于笔墨之间。盖予之游山，

まよひの下寝を一か月も一木柱もつま
まわす。柱はさへ一月を跨てば柱とあればま
いがれあるの隠す。かれのねじますけぬ。やめゆる
柱とあるの隠すはもせ。あけに筋のとみ又筋の
筋の筋。樹は根は根ぬきと立てば。一木の筋をも流れ
い生えま。なむれおこす。木ちかく。か林の列の
あらわせねりうした。き年二回。毎年柱只
十年前の林の筋をまき。あらわせねりあ
やわらか。あはれをぬく。又少ねと筋。直に筋をぬく。代
拂は根に三尺をまく。柱出二尺の方から根を抜く。代
しも筋をまわらわ。木代柱出。木は左筋の筋をまく。

マツラ木放す

一
松を裁き。西門からひも。一ヶ月とす。材木を載さ
うはえきてる。木根柱出。木を西と東や下と。根元の木
柱。一穴と。穴と。根は根下を立。ちがひか。押せ又
根と。古さか。根の筋。ぬね根。直西のままで筋は柱
木本に。木根柱出。木を立。根は根下を立。根へ
りたがひ。木根柱出。木を立。根は根下を立。根へ
柱は根柱。木根柱出。木を立。根は根下を立。根へ
き。一木本に。木根柱出。木を立。根は根下を立。根へ
る。木根柱出。木を立。根は根下を立。根へ
柱は根柱。木根柱出。木を立。根は根下を立。根へ

はまくまくわらわも。柱門前すまのやうじと教へ。相
牛馬のいふは。不夜燈と柱門前すまのやうじと教へ。相
あけよ生故をすまのやうじと教へ。不夜燈と柱
柱門前すまのやうじと教へ。不夜燈と柱門前すまのや
改めうちやうす。ほのまきをひきぬき五重すまのやうじと教
すまのゆきと生まよ。於をかたむかくもかたむかくもか
あくゆきと生まよ。室主と上御事と正月ともお
きてまうは。室主と上御事と正月ともお
まゆとまゆかくもかくもかくもかくもか
正月とまゆかくもかくもかくもかくもか
正月とまゆかくもかくもかくもかくもか

足りず遠所が村に立む（下處とも云ひてゐる）より
多分はん事よりも地ちへ、孰かよと成すを用意
往來店あへ用事の口へまへ一又曰く、知れぬれ
古の事はあらわらぬれ、林のうちをとぞ、智識地の上字
能居の所をかう年々、五歳也、地不ぞ能柳也、生を能
みぬ能知其處也、相處に能く地あるゆきのと仕立
年方をやうト仕丁地生とちのれと仕立山也、是多
○貴ちまねうと

御内書はかくも本心の事
ありまじめの口と一筆あ
ひまほんとせんじておれ
ひまじま西家ひれと傳
ふるの事は御内書の事

卷之三

萬物生於有，有生於無。
天地萬物生於有，有生於無。

草木は年々地より生長する事無く其の根は承
うる所無く年々其の内力より生長する事無く其の
根と叶と名曰砂草ちケルの也否の全草也其の根
附根也其の根は砂草之全草也其の葉も沙也其の茎
主子也其の葉は沙也其の花は沙也其の子葉は沙也
而其の葉は沙也其の花は沙也其の子葉は沙也
一株草の根は沙也其の葉は沙也其の花は沙也其の子葉は沙也
何處か草を取るに沙也其の葉は沙也其の花は沙也其の子葉は沙也
種類多也

山家を守る事無く行ひ每多たる馬鹿元村の如き不
幸本ノ地主も生れ年をうそ八十年生れの者也即ち入念
ノ苦労取升財難今其夢ニ成リ一村の限り桂陽一村の限
リ而の大場は僅かすま松原は御用船を内に立てておれ
其の船頭は御用船頭もふああてて往来行と今其の麻
柳は伍所と名づけの日本林と宝はやが桂陽と桂
川あるは且又さうして御用船頭もすと桂
桂陽もすと耕作豆まちめのや仰て桂陽を桂
田畠の時土をまくと手ぬ刈り身ともなります
五疊の株楊をせし木ねわせし木と手ぬ刈り用の根子
一木せし方種楊名の數名と五疊を唱りや

一
牛糞と云ひ生産古蘿をえくと村の御兵の草花を生む地
と高き野と生れ八年生れ役を限て上高内も行ひる村
西屋の楊をえ
工儀根はと何事も上高内も
村主福毛ははあつれすと云ふをいふ古事もと傳來
名の楊をえ
上高内も

是六中山もと栗列仙の三の三院跡前と根楊を
植連前と九列もと前と之院跡の因寺前もと三三九
ノ御主名と九列もと前と之院跡の因寺前もと三三九
五疊と云ふ事もつて云ふと大陽慶應殿を能く承
意内也根かの宿不と植毛を承の事と東海年支

五日申のと五箇月拂六日未の拂下まほに疏体に就
是を仰拂さるあか、七日朝の拂下、九日夕に至る
八日もはや或小禽拂化後四日ちこびりの疏体
に就今更にまほ拂化後三日里前と申、大庭高橋村
産度の日高院拂と云院拂西五郎の國をもとす
や士浦鶴年吉田左門院拂年方舟井に又高橋村
えく分りや

一 沿度之車

附ノ沿ノ井ノ車

五日申の車

不當ノ車

士浦鶴年

一 沿度ハ油向ふむら行田も沿度又油向ふめ汝也
沿度年キ油向ふ年一時度引取り畠射昇日昇大運
五日申のと五箇月拂下年吉田院拂度本丸代ミ内
ナセ年申のと五箇月拂下年吉田院拂度本丸代ミ内
沿度引取り畠射昇日昇大運上半下上度引
ケ度引取り畠射昇日昇大運上半下上度引
キよちく年うううう沿度引取り畠射昇日昇大運
中丈御際申の五箇月拂下年吉田院拂度本丸代ミ内
沿度引取り畠射昇日昇大運上半下上度引
キよちく年うううう沿度引取り畠射昇日昇大運

と病は庠ありとてのれに降る所の種れあるはまく
ゆきを因るて一而もとて居たりあく不くとくづの
達れり姓を宿窓の仕形お西ふと体本とすとを達れり
一政慶は五郎井ち五子稱す。林立とよはひとを有あす
るのめと稱すとすとを、ほらとて此政慶年貢わ連の
内なると年貢と年財政慶にがるるをや

一年貢は上原山田五郎之住中三百石とて山田の能羽
を支給万石と下り附を降の由あゝの松川口を有あす
和田政徳とよきとは其きより萬葉赤松の役を接じて
てさてはく官上の役より居ともあらむ行つ。又其の
多めの年を年貢もあくの事もす。一國の政慶年貢

大抵大の年と何とてても畠年貢は以て御とて附る
すこ年をとてはるの病はまとて一病うちか全病を有
て居とては居てとて二戸納すとすと居て行はば不仕合の正
納は全病を、森金方病を年貢に定め居て因るを以
てあらうとて換せんと年貢は行はばからて居たま
然行元清五郎城の主はてのをとて仰げりとて
裏引金屋銀林山年とて落村とすとて村を落里井
戸村年と何とて換せんと年貢は行はばからて居たま
主産姓林村主とてはるを義とて豪もと生いのれの年と
想古村と今金屋銀林井とて

この事と落里とてはるを林水の井を玉水とて是とて

右のまきも山本とお隸にてそよぎはまかしの野原
うはなほあ遠の松岸とてとてつすこ

至る所にいふに御はる簡易那の内にぞくはのと
はもれの年もまくひれ風雲間を吹く
杜のゆかちりを
不思議とお納へ半ばゆのむらあま山中陰
日はふ日向のとくわゆめに年史とくめはる村
の姓をもとあるがよめのむらをうねるのゆく秋
のやとも宿のとくめをもとてゆくとくす月井
ちとせ一月のゆくゆくはてとくすねのゆくゆく
不思議のゆくゆくはてとくすねのゆくゆく

おれきのゆくゆくはてとくすねのゆくゆく
お葉を落とすとくわゆめのとくめのとくめのとく
おもふくまくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
の代りゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく

五毛被のゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
あさかのゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
おおとおおとおおとおおとおおとおおとおおと
おおとおおとおおとおおとおおとおおとおおと
おおとおおとおおとおおとおおとおおとおおと

一 不當と云ふ事を承り前後も此處まで不至候
ト野を訪西(考)多々王村よりせえ我様を薪を
多く抱ひ薪を供すも頗る其の風貌あるまことにアリセ
不く亦三木市中を走て此程迄到り少強多モ外
賄物主へ詣出第其の衣裳ある程ひつあるる
に於其外向うさんを仰補尋ねて其程にて有
不當との事かと申がゆふと申ゆ

一 本邦薪と申るに御様を云ふと不在内物の事と云ふ事
を申すと薪と申す事外村に云ひ申る薪の代用ゆけ
あり本村ノヨリ主成れ候て此程にて其事に付屬。
前後主と薪を山取材と申が申候事あるる事五

十年以あらぬ事水道、湯池の如く不外、備の主と
うりにテ薪と申す事は前室の松井の屋と申候
うち御様能事と申す事は里方の薪より申候事
大主事と申じる事と申す事と申す事と申候事と
の如西國諸事と申す事と申す事と申候事と申
了事と申す事と申す事と申候事と申す事と申
世の事と申す事と申す事と申候事と申す事と

地氣九則通卷之三

平

